

阿久比町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する高齢者及び児童・生徒等の自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とし、予算の範囲内で交付する阿久比町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（ただし、EN1078に限る。）
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、愛知県知事又は町長が認めるもの
- (2) 高齢者 阿久比町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、当該年度に満65歳以上となる者をいう。

- (3) 児童・生徒等 阿久比町内に住所を有し、住民基本台帳法により記録されている者で、当該年度に満7歳以上となる者で、満18歳以下の者をいう。
- (4) 保護者 児童・生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童・生徒等を現に監護する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす高齢者及び保護者とする。ただし、保護者は、児童・生徒等が着用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

- (1) 町税の滞納がない者
- (2) 転売等を目的としてヘルメットを購入しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員でない者又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していない者
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと(保護者にあつては、同一の監護する児童・生徒等について、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと)。
- (5) 補助金と同等の補助を、愛知県内の他の市町村により受けていないこと(保護者にあつては、同一の監護する児童・生徒等について、補助金と同等の愛知県内の他の市町村による補助を受けていないこと)。
- (6) ヘルメットの購入後に発生した交通事故で、ヘルメットに起因した傷害を受けたとき、県及び町が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (7) 前各号に掲げる要件に虚偽があったことが町からの補助金の交付を受けた後に判明した場合は、町に対して補助金を返還することについて了承する者
- (8) この補助金の交付事務に必要な内容に関し、町が住民基本台帳及び税情報を確認することについて了承する者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、自転車を利用する高齢者及び児童・生徒等が着用するヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、ヘルメットを着用する高齢者又は児童・生徒等1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ヘルメットを購入した後、阿久比町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号又は様式第2号をいう。以下「交付申請書兼実績報告書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、当該年度2月末日までに町長に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの代金の支払い手続きが完了したことを証する書類

(2) ヘルメットの安全認証が確認できるもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、阿久比町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

3 第1項の規定により交付をしない決定をしたときは、阿久比町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(検査等)

第7条 町長は交付決定者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日以後に購入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。